

3 排水施設に関する基準

「都市計画法による開発許可の手引」 技術基準編 第5章

第5章 排水施設に関する基準

【法律】 (略)

【政令】 (略)

【省令】 (略)

1～4 (略)

5 管渠の種類と断面形状 (政令第29条、省令第26条第1号・第2号)

管渠の種類は、用途に応じて内圧及び外圧に対して十分耐える構造及び材質のものを使用すること。

(1)・(2) (略)

(3) 最小管径

本管の最小管径は、原則として250ミリメートルとする。

6～9 (略)

10 人孔 (マンホール) (政令第29条、省令第26条第5号)

(1) (略)

(2) 人孔の管径別標準間隔は、次表のとおりとする。

表 (略)

(3) (略)

(4) 人孔の種別は次の表-1及び表-2のとおりとする。

なお、第1種～第3種の人孔は組立人孔を基本とする。

表-1 中間人孔 (マンホール)

種別	マンホール内径 (cm)	接合管公称径 (cm)						
		25	30	35	40	45	50	
第1種組立人孔	90	25	30	35	40	45	50	
第2種組立人孔	120	60	70	80				
第3種組立人孔	150	90	100	110				
第1種	90	25	30	35	40	45	50	60
第2種	120	70	80	90				
第3種	150	100	110	120				
第4種	180	135	150					
第5種	210	165	180					

200以上は特殊人孔

表-2 会合人孔（マンホール）

	20	25	30	35	40	45	50	60	70	80	90	100	110	120	135	150	165	180	200
20																			
25																			
30																			
35		第1種組立人孔																	
40		第1種人孔																	
45																			
50																			
6																			
70		第2種組立人孔																	
80																			
90		第2種人孔																	
100		第3種組立人孔																	
110		第3種人孔																	
120																			
135																			
150																			
165																		特殊人孔	
180																			
200																			

11・12 (略)

13 遊水池等の設置基準（政令第26条第2号）

(1)～(5) (略)

(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準

ア～カ (略)

キ 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。

ク (略)

(7) 遊水池及び雨水貯留施設の付属施設の基準

ア～イ (略)

ウ 地下式の遊水池の場合は、次の付属施設を設置すること。

(ア)～(エ) (略)

(オ) やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、余裕高の範囲内について認めるものとし、ステンレス鋼管等によるサヤ管方式を原則とする。

エ (略)

(8) 雨水浸透ます、雨水浸透管の配置計画にあたって配慮すべき事項

ア・イ (略)

ウ 雨水浸透効果が期待できない区域については設置しないこととする。

エ 車道等の沈下の影響が大きい区域については設置しないこととする。

オ アからエまでの区域以外で、法面の安定性が損なわれる区域については設置しないこととする。
ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には設置対象区域に含めることができる。

カ (略)

キ (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。